文久記事

二十三之上

内閣文庫
番號 和15872
冊數 21（23）
函號 151 9

内閣文庫
和書
類號 一五八七二
冊 四
函 一五一
架 三

国立公文書館
National Archives of Japan

一 文久三亥年十月

鴻津之部上書

當今不容易御時節仍拙者上京仕候 再之

勅命下奉恐悦仕候上京仕候上ハ拙者

之形勢四方之情態熟考仕候ハ 誠以重大之場合と

奉存候 御君恩ハ 皇国内外ハ危急之時節尚為助之困苦を忍ハ

[illegible] 未分有之

御英断なし 去年以来

大政奉還 宸襟一新之御事業を施行 陛下成

就し時機を見て外国交際を盛行之成

叡慮宇内に擴充あ国一致口民安堵し場に至り
兼院に八月十八日一挙しおき御心を悩
宸襟の事なり小生無痛流涙に堪ず
恐懼し京都不行届の儀に付
御尋ねに蒙り恐入る事に存じ
奉存
至尊九方御御心に御方為成天下に形勢人
情事変に同条永世し不抜し基本
し　御沈静居り御心
御初旋不為立れ手薬し御心を改
御心を改め堅し自古竟世し窮変世御御今に示し
皇国横国し道に為ども
御人走に徒立に為上でいに行れし良法奇策
に採用に為ども
御心に為し為に為し
御先御抜軸に居り大志者に御用し能不
事に為り先大事し御御御正に上に
し為に先事に為に御
志御し小に一に
天に公論御採用大策　御心定に為に事し

御心を改め堅し自古竟世し窮変世御御今に示し
皇国横国し道に為ども
御人走に徒立に為上でいに行れし良法奇策
に採用に為ども
御心に為し為に為し
御先御抜軸に居り大志者に御用し能不
事に為り先大事し御御御正に上に
し為に先事に為に御
志御し小に一に
天に公論御採用大策　御心定に為に事し

[illegible]

文政十月十五日　　[illegible]三所

上　　[illegible]

一　文久四甲子年正月十三日江戸表[illegible]

[illegible]

一　[illegible]寺宮

一　[illegible]中納言以下中[illegible]

[illegible]三所

[illegible]

[illegible]

一　文久三亥年十一月朔日京都[illegible]

昨年来　朝廷[illegible]

[illegible]

天恩[illegible]

天朝[illegible]

[illegible]

[illegible]

中川[illegible]正尹宮

[illegible]

[illegible]

子二番陸大将[illegible]附属[illegible]
[illegible]威し衰弱を不顧且又幕府[illegible]
[illegible]石蔵を失[illegible]
其外[illegible]
天子を[illegible]幕威衰[illegible]
を排除[illegible]幕府威[illegible]
遠ざけ　[illegible]天下威を示[illegible]
[illegible]武威大に振ひ二百年[illegible]
方今[illegible]指揮[illegible]
名実[illegible]

天子を[illegible]を排除し[illegible]
武威を[illegible]徳川氏[illegible]
西邦侯を[illegible]
天子を[illegible]中[illegible]
[illegible]
天子に対[illegible]
不義[illegible]
[illegible]
皇国を[illegible]
[illegible]

御くのごとなるべし八幡に於て津侍共所存を述べ
侍るべ所存をもつて主上を咒詛しまつる所存
歟人と取りき一と密事を於行主上御怒とも
事を殺されいまし天罰て懼事とは上人構虎
大市いえ法滅はしも法の名成二港出て元寇
免と主上を取きこと舟首出て西海二本
徳大寺殿所行密事主上を侍人
主上と無度申して
仙洞御所をめて申密計歩行き
天皇御行幸多ちまし所出御止の言葉にて

正義中絶し幕府をもつて正道をりもつめ三港
皆須しに元寇天人震動止ことの元
いまし一港須と二港を開金ひらき元寇生靈
りとあ成て中所人直元寇ハ止世幕府しまして元
寇須し人用しあハ不ものを不用しあるを法則を
おこしひき 五と十ひき元寇御時法則乃おこ
此世に法則を法則をもつて元寇御時法則乃おこ
成功成遂ことと 主上前方を御遷まし元寇成
いまし南朝人と成世 鎌倉二宗徳ち御屋
し中上と不成中法日天皇と者一年を法人と紙

他宮人[illegible]十[illegible]の[illegible]
天[illegible]を為幕府に[illegible]乃氏を[illegible]五者し[illegible]

一 文久四子二月廿二日

東照宮 御[illegible]
御刀[illegible]中[illegible]直[illegible]
代金 又拾枚

御[illegible]し用
[illegible]津大隅守

上意振

[illegible]し[illegible]を為[illegible]分[illegible]
正[illegible]帯[illegible]

[illegible]八月十八日[illegible]
不一方用[illegible]

[illegible]中[illegible]方[illegible]
[illegible]人

[illegible]し[illegible]満足[illegible]

文恭院様
惇德院様
温恭院様
當御代様

松平[illegible]
[illegible]代
松平[illegible]

年来[illegible]の御為[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]

年来　国家之為　御結構之方様　尚所世情
合　御備是ニ　異国之信し　け敬至け為
[illegible]
右於御書院　詰席　牡丹之間　壱中列座
中御し　書生[illegible]

常陸大隅守

一　文久三癸亥年

長崎家令

我国初て天皇の嗣し　加賀大御国初して　千中ハ
世界万国皆千歳世　吉原も二別を　[illegible]
君臣の義　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
天朝に事ふ　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]

而て　天朝の為に天下の諸侯を率い
天朝に尊屋攘夷外夷を
夫府の威権を以て規観せしめ攘夷
しを能く　天朝に事へ奉り月旋
者多く出でしも　神州諸侯の威
勢を以て攘夷の為に力を尽されし
所を奏せ申候の儀御聞届遂に幕府改
選を見る事明らかに　天朝に対し外夷の
け通に成年の事なり天下人心動揺し上を
元の帝を擁護奉り　東夷を察御義を
朝廷に幕府を累代の信義あるを今幕府の威
時を　天朝の仁恵光彩あるを仰視
しまつり皇国の民にして幕府を
匡正奉る能はざる時を如何せん
と欲し出直幕府に信義並を以て
怪を二列に設け　攘夷世人と
元人不布告を以て元人
と欲し決心攘夷の事
に付一切の論を定し度
安政戊午の頃
安政と称し大樹と上京と
接夷の御限を安政
時の御当光輝の仁恵を

[illegible]政しの事偏に　天朝幕府へ[illegible]を表し積
の孔幕府変動有り　厳重と謹慎[illegible]
病勢と不信面より大樹公中を御病なるへ[illegible]
[illegible]政を減ぜ[illegible]　[illegible]武新同様[illegible]
有志と士病根[illegible]
[illegible]悔[illegible]改[illegible]
制へ馬関へ使帯[illegible]千[illegible]
初[illegible]
[illegible]有志[illegible]
[illegible]の[illegible]
る但[illegible]と[illegible]　天朝を[illegible]

心を[illegible]事[illegible]　[illegible]流の足[illegible]
[illegible]　[illegible]人[illegible]
天朝の[illegible]
[illegible]幕府の[illegible]信[illegible]
[illegible]幕府[illegible]
[illegible]京都[illegible]
[illegible]正氣[illegible]
[illegible]人を恨む
[illegible]天下の人[illegible]
[illegible]世の中[illegible]
[illegible]君[illegible]
[illegible]千[illegible]

なるに非ずして古を今に出だしたるものなり。**元来**二別は皇国の氏族なり。**藤氏**は**天**朝に対するの臣下なれば、一切の元寿平治を以て上策とし、**源氏**は**天朝**

天朝への忠節凛然たる信義孝道おのづから
[illegible]の[illegible]に[illegible]父よ
皇国の民たるべき光明正大の道なるべし
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

続忠愷伸論

金剛阿闍梨を去る江戸辺に日光山御使僧
[illegible]
東照宮神霊を始めたる当時の御所方天皇御
大事の御祥瑞を問いたる師所に拝して[illegible]
[illegible]れて今日を十七日[illegible]
安国院をなしたる英雄[illegible]
と[illegible]
[illegible]不[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

門矢藏額を愛めらるゝ事ハ[illegible]度の[illegible]
[illegible]
扇を絆ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

皇國と隣りあひ居る世界通用とつたへきらはい無為
万国中の通りきりかく今々限り知見を開き尤市
小交り四海の富国活気とこの世界中を一家のごく和睦し
て万民安楽させたいと考へ大陸でも大陸でも草莽
でも電氣でも度々たびたび伺ひたいと大接へして
出るもいひ合ひ高ひ道具なりしやすかりし止むを
得ず
将軍家を始め諸侯諸藩の者一同相談して和
約を結び世界中に度々を今さら破約をきい此を社
方ひなるべく理を向ひ万国と約を結
て我国の万国の罪を問て必定と、古今未曾有の事

平ゆて千萬両の金子長崎へ送り終り快をおわて
無事遠国七八ヶ月の代伊藤春宮して無事長崎
帰ることいふ程之代をおちの四国の巻とも事
ちなけなく事をとの板子をぶつと碎りくだくこと江戸
へ戻田街道の間に小金とこの里の大原あるも
間に二三間走て世のなかの立合一向
ら民俗の林次海つく新とし
て業莫を成ちの上に立ちたち
世間のことを続ち西ちこ
ちく上見る無ちく大平楽をかう

の江戸の金持ち百万両のうち限りやとて素ト世界をそ
きくて居ていそぐ有ふ屋とも有てもの有まじき有も
ふ所を尋ねて戻り他人すり出入て夫して無用ときめ
ていらし成田家活れ旅人ふ火をくまいとう水をくまいと
う成ちあ〳〵腹ち痛い紙をたしてうなされ寄せて
入ちを目をむさぶ〳〵てうなり何ぞうきさやうふ死
ぬとも世ちとも半ばの浮世変所ばかりたら足ぶを打
ちたしと大声を上げち叫つてうをうつ人ふ後ばぶし
ぶをそそんふ三重屋ばやうふやきてをめ行ちふ来ち
ち又来ちを若〳〵叫ケきい腹を直行の人ふ寄合ち

あの原中に人家ふちまい者との事ちすず中ふお
うあちかゝ火やうを黄ち尾ちのや世の大平の
口恩沢をも世ちの人情も何ち考られ都て通り
の郭ふある両側ちやかゝ押込ち手伝して仕ち
とふ中に老婆の人ふあちゝ先同行きよ世の中
あふれの田舎ち善ちんふ歩ことすも可出ちて一
者あまち行きゝ〳〵てちや道筋を流きて来ち
の書ふちられとて無蔵を輝して出ちけたちしく
同行きい毛有のちの道ち名ふ腹の人の出入を
さすきはてすちゝ火して無用ち先江ちふの道

云しやとしいと まをたきふ 不皆遠へ芝用と 廣き
原中ふ 二三所て泊るくいとし 芝浦 ふ ふ
何もいとをふ 乃言ふ 押角 ふ 原 を 微 廣ふて
ふて 鉄 服 前 は を たん ふ ん な や ふ を つ ま ふ 幸 ハ
止めく 今 ふ ト 毒 の 中 ふ 附 合 成 を し め 注 来 の 人 を
ふ て な し 芝 て も 酒 て も 毒 ふ 茶 て も 毒 ふ て 五 せ
さ ん ち や も 薬 人 も 脱 ひ も し 毒 ふ し 利 腸 ま こ も ち ち 道
く ふ ハ ち 鉄 も 藏 の ま と な ち ま す 陽 し ま や ち 芝 服 ふ
ち ま 氏 前 ふ 唯 人 ち ち ふ 國 ち ち 立 あ ち ち 資 を ち
さ ま と い ま ち た ち ち ち を 陽 見 き い 大 ふ の 知 原 異

を 道 へ ち 有 人 あ ち ち を 掛 ち ち ま ち ら し く 続 ち く
鉄 ち 何 原 ま ち や ら 知 ち 氏 市 周 中 ふ 後 ち け て も 毒 ち
山 刀 藩 庭 丁 火 ま し ふ ち く 道 異 ま ら 収 い 陽 ち ち 術
さ ち ふ 無 し ち ふ 注 あ ち ち く 会 戦 伝 伝 と し ふ 有 な く 論 方
な し ふ 夫 な ら ふ し ま ち 注 ふ 北 氏 三 三 年 も 流 ち ま ま よ
ち と 拝 注 し て い ち く の 正 ふ 毒 人 男 人 陽 ち 北 井 ふ 毒
引 し て ち ち ま い 赤 写 到 ま 原 ち 前 紙 ち ち 少 初 会
ち ま も 行 屋 氏 芝 て ち ち く ま ち ち 北 ち く ま ち 視 新 ち ち 同
ま こ を ま ち 出 ま も 陽 ち 氏 山 ち ち 人 毒 ち 事 ま 北 仕 せ て 屋 く
繁 陽 氏 の 前 ち 風 生 け 夫 ま い の ち の 解 事 ち ま ち ち く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義といふものも一切なく複雑なる孤城の防禦
きはめて大変なりつき際てもこの文も使ひをなさんと
つまりは合戦といふものちやうきよ
天皇方神の思召を切りの思ひをおい悪く神の恩
沢を蒙らせうとのは年古代を外もの人の来
貢をさつてしは行るしちつく酒煙銀と出美なり
遣唐使とをはきし拒をさうし別りこ韓征伐と信きい
神功皇后は腹帯をメの恵しく自らと征伐ちとしいふ
大見城大井若く焼 時雨を焼ちしなは不学者文
みなし都須明しいふ伝法の三百年後十二三百年

年以前新羅高句麗の仏教の伝来古今の伝来の伝法
といふてはいまのしてなし夫をいつのいつとも定りく
須国の寺塔の等 王侯夫の
無復無仏法世に住とこ
もい南原と関東とのは西を
年代記法度人よ 我国出世を斗る
事と論せらまるまも
ま事の事人一番方医へ 家も国も蓋も無して
仕業の事者文の国人をはけなし夫婦ちやの記事
仏法もちまの国ちなし 旨文那人の

の友徒唐にて文明人を漢の代より称し用
の代なれども此代の為に若しめらまし以来さすがに
わたる遠人至元法王を遣わし天下に前者を奉せ
所至れば国俗と風俗を改めず尚有膳ふ英夷ちや
の洋城ちやのと云ふ中にも人の外国を首に白
次や契丹や韃靼満州の新国出で一統となる異域
以来も御唐ふわすくさき浜地に繁昌して風力とく
ぎりて万里の波濤を平地のごとく乗越
船のごとく洋を作り遠国の罪を問ひ
攻込まるるを洋外の陰謀を定めて

て為の清ふ花上つるく同じく首をひく仕るから
この度の仕方大変に一昨年の八月より合戦
ふるも至も四れくなり遠ゆて九しも英毒に心を城
を切り落され咸豊帝を熱河にて死に仕来
和親を結ぶ国を定まる巨砲の根を四
大変原武を男に成て長毛人の力飛ぐて成
天元満洲の二度仕方殿の堅しを二の仕方
さるから何とやも南世の軍を仕ふいふを兵
トントル寺の牧術並氣仕方の軍猛なれば勝
負の勝を論ふ四無殺しをやりと定く

[illegible]の道を[illegible]者[illegible]大[illegible]人[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]用之以大縄や間やら陣分の仕成とする兵
[illegible]の陣[illegible]一人[illegible]
[illegible]外夫の[illegible]天[illegible]を[illegible]
[illegible]
天朝三千年の内地人の辱を一[illegible]
皇の[illegible]御国を世[illegible]
[illegible]
[illegible]

大変[illegible]大[illegible]に二三[illegible]
運送を止[illegible]時[illegible]三[illegible]月[illegible]
数百[illegible]
[illegible]
[illegible]

天皇大神を初めとし神代代代　列聖くさくさは
[illegible]　大[illegible]
[illegible]
の世を中古は一統の天下ひらけ[illegible]
新[illegible]
[illegible]
[illegible]

天皇長く國祚を保ち光輝を
帝國に垂れて自ら歸り切を万國に
奉ずるの会議なるべし
抑々風皇の
〳〵去るも外夷の侵不定に対するの新物新
他の方を定むる光輝も是非やむを免れざる
の状ふ　神君の市律偏に
威張なるを和夷の為に
立振舞を世方ふるい　彼の書も
天皇の高傳の情況を
でハ四方世人の同新藏を
四方を見徳つる事を中為
こ至無列人の物原に
とおもやるのぞや　彼國人を
年面ふ〳〵　雲振ふ
日和と国体かへ
新ある一体
〳〵一大活國か
此〳〵海岸の
あを蒙此方〳〵

富強の定のおのゝ[illegible]元[illegible]と[illegible]英仏蘭の
富とくらべられふたんや　京師にたゞ行ひ
難き條約破棄を関東へ責たゝ国家を危のしい
るの行のしかたも亡国　事のことを止て自然万邦の
嫌をなすにいたり早速法房へ命令をくわして直氣
船を造らしめたまゝ関東へも達ス
勅命を奉して五三年の間ふたゝの富強の
国となるを必定なり　大房前のうたの通
たとへゆゝしき　別房氏洗雪氏建白の井能所分
名院てはぶ[illegible]ふな

もとより法房方も亦用意足らぬのおのしいてゝ
中の技術を得て石炭保存を無け大造船をあ
て其や金銀の出無かりしかや法能の所法ていを
[illegible]　英花蘭国ゞ千万なるのかもとも出て分法令の
定てよりてこのようかもも　如事ゞを先国ふ論人
しゝ見せ　勅命ゝ下りたらあ国不法房ふ
船市して三十万石のこゝ[illegible]　蒸氣船を建造
と造る〳〵千万の船と積入る[illegible]国〳〵[illegible]
責して堂ゆの[illegible]指出て　[illegible]
[illegible]大[illegible]大重年[illegible]法房の書面[illegible]国と

白川けハ秋上あを上あの数をかりの谷のこをゆめて
待しかと年しきと成 久六十日の 御親せもし作出
されなら往を法合 思り入ちい必定 年中江戸の費
を酒き 大名五六人 小道氣一度たのらきぬとしかすハ
なし 上のゝ浜さのゆゝを成の 上成の者に命下
まもそ千石をこの花形将を示せゝ 上成の者に命下
らんの 江戸人をら教して 会ちかけ十せいちかた
芝人表人くとありませゝ芝ら 南をの 大せん院をで
もいまゝ氣が分りぬい世の浜を知て成ゝる仕
ひとゝ 是此若殿て成まを 同四の日表茶て法度

を表之中一て表弱を法をゝ法とい 雲尼の遠い昔
しに年法網をを日切かゝ日時前南ゝて和ゝ法度の
流人を 芝法法ゝ小なれなのい時ふゝつての御采
中月花の四藤芳 法ゝ成る表ゝ 書ゝを都ちふ面き毎
年朝親をまい 三代の至人の行きたゝ法をもなゝ 変ゝ
別は大政は要年のは付前 天下の耳目を一新して
天下の二月四を繰ゝ 取り来て ゝしゝく出ふ数千万
米出もおゝ 法ゝ仕ゝ人ゝしゝの 人おゝ仕面て成る 御法
ゝゝ 法ゝの 出ゝ名ゝ見一すをゝ ゝらゝざゝし 大
編師をゝ中ゝ世ゝ 世間氣ゝ方ゝし 勝ををて

出しのはまい金剛石の剛梨の所まい為文はたまるく
すんで平と細工ゆゑ白足袋を大男の
来つゝ見まこと傍家にて元人の奉ゑ出足さるく
立門にて帰らちやまいと肩を取つゝ抑出すれたと
おもうて目の見むまは二番目南河の一声明り

武州橋澤郡
中瀬村住宅
学問教授師吉浪人
桃井儀八

右之者商時住宅ニ彩色ニ
府内ニ学問教授仕
師門入仕教授ニ
ゆゑ世話ゆゑ
右教授仕居ル
師中ゆゑ彩和年ニ
右之者商時住宅ニ彩色ニ
府内ニ学問教授仕
師門入仕教授ニ
ゆゑ世話ゆゑ
右教授仕居ル
師中ゆゑ彩和年ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中略 [illegible]

一件 [illegible] 上書 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

又日夜苦ク私方ト七人ノ法ニ親族浪人陽和寺ノ
[illegible]中ニ寄宿シ兼テ中ヲ通シ同人家
[illegible]八月廿三日ニ[illegible]八月廿三日親族表ニ
親族方ヲ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以奏聞因通之由又以仮八郎為上使
中使以師之武門之要領を被
以奏聞奏聞事申上と思召
遠慮の上こそ事
公儀忠不忠之仮出来
之儀抽 所遣之方遠慮
沖中之儀 [illegible]
対長抽 [illegible] 一長仮之儀
出之上 [illegible] 事
人形屋敷遠慮 [illegible]

[illegible]
十二月十二日　　岩松淡路守

別紙

[illegible] 甲寅中年 [illegible]
[illegible] 幕儀 [illegible]
[illegible] 加之 [illegible] 鍋油 [illegible] 日用 [illegible]
流行 [illegible] 嫌い [illegible] 勝 [illegible] 打 [illegible] 民共 [illegible] 一時
[illegible] 国 [illegible] 一年 [illegible]
[illegible] 万民 [illegible] 流 [illegible] 儲 [illegible] 小 [illegible]
[illegible] 奏聞 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

甲子二月三日

洋説漫々大論　上無天子下無臣子守力将防禦狂瀾

倒戈減猶為皇國人

獄中作

我邊要君我固非君還訟我々誠違君臣義友豈如

此自是君侯善取機

擬奉某君

雄夫一隊罷耕田破雪決然附科川縱使攘夷不能

作宜将大義四方傳

去年十二月望日之事是死罪所由生也

一

秋月藩に陽明学者多し助力聞書

文久三癸亥年十二月廿八日の夜人数後国の伐出

筑前郡宗像村の中郡代官湯本弟助南京

之拾を罷出りの藩を尋ね千葉助右衛門

来るる者

藩に言御通新し節の事有り

藩に上列岩松満次郎を彩国に正使として立

藩に来る代に岩崎藩屬に実文に伐出を藩

藩に出る代に実文に悪行を藩

之奪を国人を国国古千谷中郡住居

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]上別岩松家を新田に[illegible]義を揚ら
古例に倣ふ
[illegible]　作田新[illegible]横領[illegible]揮振[illegible]民し国家を
[illegible]　宮方と[illegible]仰て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なる所の事遠く敬切遠慮の筋
を以て此度中山御儀八を迎ゑ大奥御親類見
切目を素子御親族迄
御しるの別を以て若年寄を以て帰り
家方江ハ
[illegible]
御親族衆ハ
御年寄八ハ出
[illegible]
なる事ハ別紙ハ本ハ
[illegible]
西人を始所々ハ
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
て別
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
小上州出之右[illegible]
[illegible]
[illegible]井大隅守[illegible]
[illegible]
[illegible]

及一分ニ成ル事ニ候ハヽ八月ニ
中右屋敷ヲ指ヲ初番頭ハ河岡ヲ
ヲ勤ル人ニ付下ル者ハ
何ヲ留ル事ハ一番ニ
者ニ沼貫ニ初番者ハ
常限中ノ内ニ廿二日
ハ番所ハ人数井戸ハ
集ル事ハ
四人連判帳ヲ
ヲ指渡ス切ノ内ハ井戸

和泉屋ニ番ハ
ニ成ル六月ニ
ヲ番ハ
ニ成ル
ヲ番ハ
ヲ義ヲ
ニ方速ニ
判帳ヲ
限ル速ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　同文年十一月廿五日　清用寺牧師[illegible]

同姓大陽寺家来[illegible]　清田篤郎　村上玄蕃

[illegible]

[illegible]今日同人家来[illegible]

右一同[illegible]

私人数[illegible]同人家来一同[illegible]

[illegible]人[illegible]一下通[illegible]

服部又之丞八郎左衛門知福寺
寺中者少者共福寺橋身者共働
[illegible]捕押[illegible]命重負[illegible]
為致[illegible]之御[illegible]信用之人数[illegible]
[illegible]馬之留[illegible]
細大漏[illegible]人数[illegible]能
[illegible]

十一月廿日

土井大炊頭

一　同年十一月廿四日　[illegible]

黒田篤[illegible]

陽春[illegible]

右[illegible]中[illegible]
[illegible]

一　同十一月廿五日

[illegible]

為海

[illegible]而業[illegible]
て捕押[illegible]徽[illegible]
所[illegible]

十一月廿五日　酒井雅楽之丞

一　同十一月廿九日　右同人[illegible]

大膳亮家来福島[illegible]文[illegible]

宮元帰国[illegible]

御逢中　古井大隅守[illegible]用事[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮内庁書陵部
圖書寮

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan